

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する
関係府省庁会議の開催について（案）

令和元年7月31日
関係府省庁申合せ
令和2年3月30日
一部改正
令和2年11月4日
一部改正
令和3年9月29日
一部改正
令和4年3月24日
一部改正
令和4年8月 日
一部改正

- 1 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）を踏まえ、マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続きが円滑に進むよう検討を行うため、マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	デジタル審議官
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	内閣府大臣官房政策立案総括審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁長官官房総括審議官
	金融庁総合政策局政策立案総括官
	消費者庁政策立案総括審議官
	デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能グループ）
	デジタル庁統括官（国民向けサービスグループ）
	復興庁統括官
	総務省大臣官房総括審議官（新型コロナウイルス感染症対策、政策企画（主）担当）
	総務省自治行政局長
	法務省大臣官房政策立案総括審議官
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房総括審議官
	国税庁次長
	文部科学省大臣官房総括審議官
	厚生労働省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
	厚生労働省保険局長

農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
防衛省大臣官房長

- 3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、デジタル庁において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。